

通学区域見直しについて

児童や生徒（以下「児童等」といいます。）が入学する小・中学校は、「西東京市立学校の通学区域に関する規則」により、児童等の住所から指定校が決まります。平成 27 年 3 月末に泉小学校が閉校予定であるため、平成 27 年 4 月までに当規則を改正する必要があります。

通学区域の見直しについては、これまで「通学区域見直し等に関する地域協議会」を設置し検討してきましたが、今回は統廃合に伴う通学区域の見直しであるため、本統合協議会において通学区域の見直し案を協議することになります。

1 通学区域見直しの視点

通学区域を考えるに当たっては次の点に留意してください。

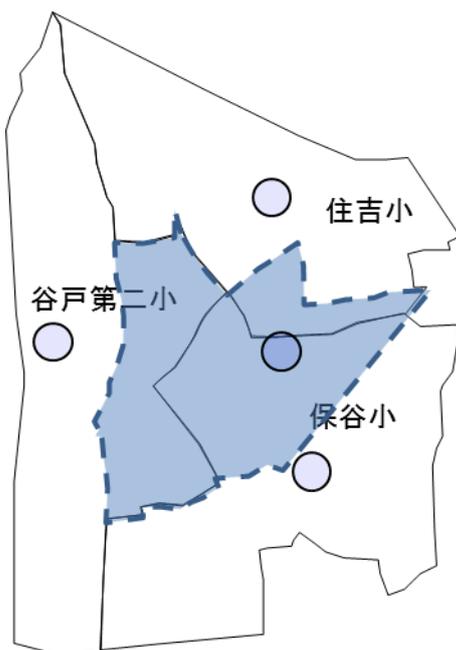
- (1) 通学距離・通学路
- (2) 児童数の均衡
- (3) 通学区域の面積
- (4) わかりやすい区域割

2 通学区域見直し案

以下に示された 3 つの案から、望ましいと思う案を協議してください。

1 案 住所（丁目単位）で区分する場合

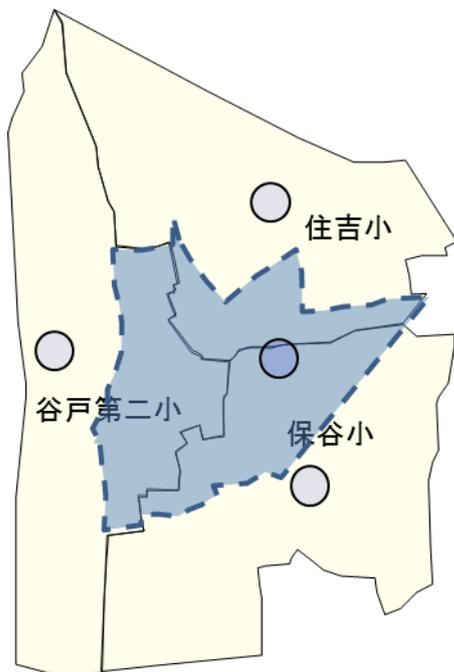
住所の丁目単位で通学区域を区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町4丁目 5丁目(1、10～12番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目 住吉町1丁目
保谷小学校	泉町2～3丁目

2案 **就学状況、通学距離により区分する場合**

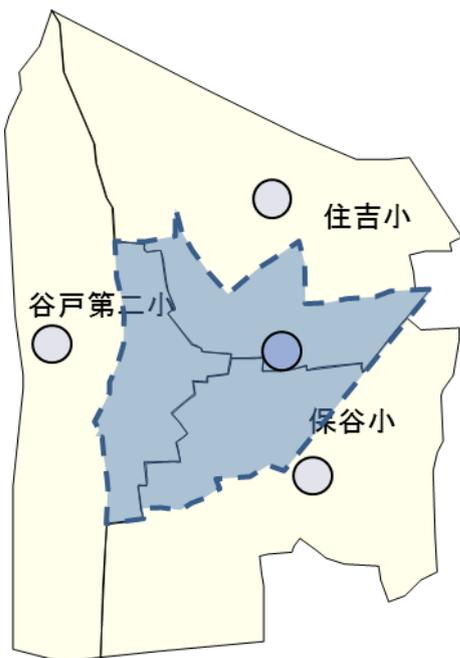
泉小学校区域から隣接校に就学している実態や通学距離を勘案して区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町2丁目(13~15番) 4丁目 5丁目(1、10~12番) 住吉町1丁目(1~3、21番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目(5~14、17番) 2丁目(6~12、16番) 住吉町1丁目(4~20番)
保谷小学校	泉町1丁目(1~4、15~16番) 2丁目(1~5、17~20番) 3丁目

3案 **面積、通学距離により区分する場合**

分割した面積がほぼ均等になること、また、通学距離を勘案して区分した案です。



学校名	住所
住吉小学校	泉町2丁目(13~15、17番) 3丁目(6、7、10~12番) 4丁目 5丁目(1、10~12番) 住吉町1丁目(1~3、18、20、21番)
谷戸第二小学校	泉町1丁目(5~14番) 2丁目(9~12、16) 住吉町1丁目(4~17、19番)
保谷小学校	泉町1丁目(1~4、15~17番) 2丁目(1~8、18~20番) 3丁目(1~5、8、9、13~17番)

1～3案の図面を重ねたもの

